

平成29年4月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

平成29年4月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 平成29年4月6日(木) 午後3時10分開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第1号 平成29年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について
 - 議案第2号 市川市学校運営協議会委員の任命について
 - 議案第3号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
 - 議案第4号 教育長の兼業について
 - 5 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
 - 報告第2号 市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第3号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第4号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第1号 平成29年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について
 - 議案第2号 市川市学校運営協議会委員の任命について
 - 議案第3号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
 - 議案第4号 教育長の兼業について
 - 2 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に

関する臨時代理の報告について

報告第2号 市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について

報告第3号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について

報告第4号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について

- 3 その他 (1) 平成29年2月市議会定例会について
(2) 宇宙交信関連事業について

5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	五十嵐 芙美子
委員	平田 信江
委員	平田 史郎
委員	島田 由紀子

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下 大海
生涯学習部長	佐野 滋人
生涯学習部次長	伊藤 幸仁
学校教育部長	永田 博彦
学校教育部次長	井上 栄
教育総務課長	板垣 道佳
教育政策課長	根本 泰雄
教育施設課長	湯本 明男
青少年育成課長	野村 良二
社会教育課長	関上 亨
中央図書館長	大里 宗行
考古博物館長	須藤 治
義務教育課長	小倉 貴志
学校安全安心対策担当室長	石塚 浩
指導課長	吉野 和雅
就学支援課長	六郷 真紀子

保健体育課長	佐藤	伸雄
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	高井	伸明

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡	稔
”	副主幹	岡田	靖弘
”	主 任	大島	裕美
”	主任主事	加澤	俊

○教育長

ただいまから、平成29年4月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案4件、報告4件、その他2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、島田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐委員を指名いたします。五十嵐委員、よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員

それでは、早速「議案」に入らせていただきます。議案第1号「平成29年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。議案第1号「平成29年度市川市教育振興基本計画重点事業の策定について」ご説明いたします。議案1ページをご覧ください。本案は、第2期市川市教育振興基本計画、第5章「計画の推進」に記載されております。「実施事業については、毎年度、教育を取り巻く諸情勢の変化を的確にとらえ実施するものとし、特に優先的に実施すべきものは、重点事業として公表します。」を受けまして、提案するものでございます。それでは、平成29年度の重点事業について、ご説明いたします。議案2ページをご覧ください。こちらは、第2期市川市教育振興基本計画の施策と重点事業の関連をまとめたものでございます。重点事業は、表の一番右側の列にございます。策定の手順といたしましては、各施策に関わる平成29年度の主な事業について各課からの報告を受け、その事業の中から「特に優先的に実施すべき事業」を抽出したのとなっております。なお、3ページと4ページに、各重点事業の概要を掲載しております。続きまして、平成29年度重点事業として策定した理由でございます。重複するものもございしますが、主として3つの観点から抽出しております。1つ目は、平成29年度教育行政運営方針の重要施策に対応した事業でございます。例といたしまして、校内塾・まなびくらぶ事業などがございます。2つ目は、平成29年度当初予算における主要事業に該当する事業でございます。例としますと、コミュニティサポート事業などがございます。3つ目は、本市教育における重要性を考慮して提案する事業でございます。該当する事業といたしましては、幼児教育に係る訪問指導事業でございます。最後

に、今後の流れでございしますが、本案をご承認いただけましたら、近日中に本市教育委員会のホームページにて公開いたします。また、これらの重点事業は、平成29年度事業として実施された後、翌年度の点検評価の中で成果指標とともに評価することとなります。以上、本案につきまして、ご説明をさせていただきました。なお、各事業の内容等につきましては、それぞれ担当課長より回答させていただきます。それでは、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいですか。3-3の市川市小・中学校適正規模・適正配置方針の策定と、審議会での、今年度はそれに対して策定に関する審議を進めますということは、同じことではないのですか。その辺の関連などについてご説明をしていただければと思います。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。平成28年度につきましては、適正規模・適正配置のうちの適正規模などについてご審議いただきまして、平成29年度にあたりましては、今後の適正配置に関する方針について策定をさせていただきたいというところが、まず一点目の3-3の部分でございします。3-5の市川市教育振興審議会の充実にあたりましては、昨年度に引き続きまして、臨時委員をおけるようにもさせていただいておりますけれども、その中で、同様なこととなってくるかもしれませんが、分類としては3-5の施策方針とさせていただいているものですが。

○五十嵐委員

両方とも教育政策課が重点項目として置いている問題ですから。

○教育次長

教育次長でございします。まず、3-3は方針を策定するというところで、重点事業とさせていただいているところで、3-5は適正規模・適正配置に関わらず、この市川市教育振興審議会において、点検評価を含めた審議を引き続き進めていきますので、これまでも置かれていた重点事項ということで載せております。その審議会の中で、今回は、平成29年度につきましては、適正規模・適正配置に関する方針策定を通して、ご審議をいただくということ。内容的には重複しておりますけれども、3-3は方針を実際に策定するという項目で、3-5はその方針を策定するための審議を審議会の方で行うということで掲載しております。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他ございしますでしょうか。はい、平田委員。

○平田信江委員

同じく3-3の下の段のところ、義務教育学校整備事業というところで、

塩浜学園ですね。こちらの方の最後の方ですね。校舎の一体化に向けた整備を行いますということなのですから、校舎の一体化のみということなのではないでしょうか。例えば、平成29年度はこんなことに力を入れていくとか、細かい内容ですね。子どもたち、先生、地域の方といった中で、何か新たな目標や施策はありますか。

○五十嵐委員

教育施設課長お願いいたします。

○教育施設課長

教育施設課長です。実際には、平成28年5月から10月で基本構想というものをまとめまして、そこは教育政策課の方でまとめたのですけれども、それを引き継いで4月から教育施設課に移管をしたというかたちになるのですが、この後、校舎の一体化をするための基本設計や実施設計をしていくかたちにはなっていくのですけれども。実際には、校舎の一体化は何かということでしょうか。

○平田信江委員

開校してから、防災科や、塩浜学園特有のアピールする点をとということで、進めてきたと思いますが、平成29年度は、施設、校舎の一体化というところのみなのか、それとも、施策として何か踏み込んだ新しいものがあるのかどうか確認したいと思います。

○教育施設課長

校舎面に関しましては、これから基本設計に入っていきますので、平田委員がおっしゃっていただいたかたちのようなものを、より検討した中で、どうかたちの校舎作りをしていくかということを、今検討している段階でございます。

○五十嵐委員

学校教育部次長お願いいたします。

○学校教育部次長

特に教育活動のことですね。今おっしゃっていただきました、ふるさと防災科ですとか、理数教育、こちらの方については充実ということで考えております。また、コミュニティ・スクールも昨年度立ち上げたばかりですので、今年新たに学校も増やすので、そのリーダー的な役割も担っていただくこととなります。そのため、全く新しいことというのではなく、今年度につきましては、充実ということで考えているところでございます。

○平田信江委員

分かりました。ありがとうございました。

○五十嵐委員

その他よろしいでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙

手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。続きまして、議案第2号「市川市学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。議案第2号「市川市学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。議案5ページをご覧ください。本案は、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、「学校運営協議会」を設置するにあたり、委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。6ページをご覧ください。今回任命を予定しておりますのは、小学校12校、162名、中学校5校、67名の合計17校229名となっております。7ページからは各学校の委員予定者の一覧となっております。規則第5条の規定により、委員は各学校運営協議会ごとに15人以内で組織され、任期は1年となっております。委員の内訳といたしましては、1号委員として地域住民の方、2号委員として保護者の方、3号委員として学識経験者、4号委員として学校長、5号委員として教職員、そして今回6号委員というのはこの中にはありませんけれども、その他として、教育委員会が適当と認めるものといったかたちでの規定となっております。それらの方々の中から、教育委員会が任命することとなります。そのため、学校長の推薦をもとに、学校と教育委員会が協議を重ね、任命予定者とさせていただきました。任期は、4月7日から1年となっております。なお、一部の学校の第1号委員及び第2号委員は、今後開催が予定されております、自治会総会や、PTA総会により選定することから、5月定例教育委員会であらためて提案をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。以上、「市川市学校運営協議会委員の任命について」ご説明をさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。説明は終わりましたが、何かご質問ございますでしょうか。任命式はあるのでしょうか。

○教育政策課長

はい、教育政策課長です。今後、5月に入ってくると思いますけれども、辞令の交付というかたちで進めさせていただきたいと思います。

○五十嵐委員

その時に、学校運営協議会の重要性についても説明をするのでしょうか。

○教育政策課長

これまで、昨年度は塩浜学園の方で進めさせていただきましたけれども、

今年度拡大をさせていただきますので、その点含めて、より良いものになるように話しをしていくこととなると思います。

○五十嵐委員

よろしく願います。よろしいでしょうか。はい、平田委員。

○平田信江委員

学校間で情報交換みたいなことはあるのでしょうか。

○教育政策課長

今年度、基本的には各中学校をブロックとしたかたちで、各学校ごとの運営協議会ということになりますけれども、各学校の中学校ブロックごとに進めさせていただくことになっておりますので、情報等もそこでと考えております。

○平田信江委員

そうすると、中学校ブロックごとに中学校と小学校何校かで情報交換していくということでしょうか。

○教育政策課長

はい、そうでございます。

○平田信江委員

分かりました。

○五十嵐委員

それでは、他に質疑がないようですので、議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第3号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○青少年育成課長

はい、青少年育成課長です。それでは、議案第3号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。議事日程は24ページから27ページとなります。初めに提案理由でございますが、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例第8条に入所の承認の取り消し、又はその効力を一時停止する規定がございます。その手続につきましては明確な規定がないことから、市川市放課後保育クラブ設置及び管理に関する条例施行規則において規定するとともに、所要の改正を行うものでございます。改正内容は大きく二点でございます。議事日程27ページをご覧ください。まず、一点目といたしましては、現行の「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則」第7条において、

放課後保育クラブに従事する者の名称を「指導員」としておりましたが、平成27年4月より、学童保育に従事する指導員を国が資格制としたことに伴い、名称が「支援員」と変更になっております。今回、表記を統一するために現在の実態に合わせて「指導員」から「支援員」に変更させていただくものであります。続きまして二点目でございます。「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例」第8条において、市川市放課後保育クラブの入所の承認を取り消し、又は効力を一部停止することができる旨が規定されております。しかしながら、その手続きについては明確な規定がございませんでした。このことから、改正後の第9条の条文におきまして、入所の承認を取り消し、又はその効力を一時停止した場合に、「市川市放課後保育クラブ入所承認取消・一時停止通知書」により通知する旨を記載し、様式第8号として議事日程26ページでございます「市川市放課後保育クラブ入所承認取消・一時停止通知書」の様式を新たに追加するものでございます。また、第9条を改正したことにより、現行の第9条につきましては、第10条に変更させていただいております。なお、施行期日につきましては、公布の日からの施行となります。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、何か質問ございますでしょうか。今まで、例えば一時停止とはどんな場合をいうのでしょうか。

○青少年育成課長

今までですと、実際には入所の取り消しや一時停止をしたということはありません。ただ、条例上それがうたわれておりますから、今回その手続きについて規則の方に規定させていただいたという状況でございます。

○五十嵐委員

例えば、一時停止はどんなときが一時停止なのでしょう。こう見ると、例えば、取消し等の理由や教示と書いてあるので、どのような時が一時停止に当たるのか教えてください。

○青少年育成課長

今回の規則の改正に伴いまして、退所に関する審査会というものを設置させていただく予定であります。その中で、退所まではいかなくとも、一時的な様子を見るということであれば、1回停止することで改善が見込まれるような場合ももしあれば、そういうことも考えられるということで、一時停止としております。

○平田史郎委員

適用事例というのは、何かありますか。

○青少年育成課長

今までそういう事例はございません。

○平田史郎委員

想定事例はありますか。

○青少年育成課長

具体的な例というのは想定はまだしていませんので、改善の見込みがあるかないかというところがまず一点、大きな点です。

○五十嵐委員

何の改善ですか。

○青少年育成課長

退所の基準としましては、例えば暴力行為であったり、保護者が保育料を納めなかったりという状況がございます。状況によってなのですが、その中で、一時停止で改善の見込みがあるのであれば、そういう処理をさせていただくということがございます。

○五十嵐委員

ちょっと心配していたのは、発達障害の子どもたちがかっとなったり、他人に暴力を振るってしまったときに、一時停止になるのかなど。それでこうやって教示されても、周りに理解者が増えなかったら何もならないし、どういふことで、このようなことが起きるのか。学童保育クラブは委託してますよね。指導員の人たちの捉え方も違うし、ちゃんと専門の人が訪問して、アドバイスをしてくれているので、そんなことはないとは思いますが、ちょっと不安がよぎったもので聞いたのですが。

○青少年育成課長

先ほど申しましたとおり1件もこの事例は出ていません。今回は規則の整備をさせていただきますが、そういうことがないように運営をしていきたいと考えております。

○五十嵐委員

整備されて、実行されてしまったらと思うと。他にはございますか。はい、平田委員。

○平田信江委員

指導員から支援員へということなのですが、指導から支援ということは、何か実際に指導支援される方の権限が変わるとか、やり方が変わるとかそういったことはないのでしょうか。ただ言葉が変わるだけですか。

○青少年育成課長

平成27年4月から都道府県の研修を受けることが義務付けられておりますので、それを受け終わった段階では、支援員というかたちになります。今までは、保育士ですとか社会福祉士ですとかそういう基準があったのですが、今回そういった方も一律研修を受けて支援員になるというふうに変更になっております。

○平田信江委員

今まで指導員として、実際子どもたちと接してきたそのやり方が何か変わるというわけではないのですか。研修を受けたことによってレベルが上がるということはあるのでしょうか。

○青少年育成課長

先ほども申し上げましたが、今まで統一的な基準がなかったものですから、それを、全国同じような取扱いを出来るようにするという事で、国の方で定めたこととさせていただきます。それを受けることによって、保育の質を確保しようというものでございます。

○平田信江委員

分かりました。ありがとうございます。

○五十嵐委員

その他いかがでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。次に、議案第4号「教育長の兼業について」を議題といたします。議案第4号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、田中教育長には一旦ご退席をお願いしたいと思います。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 教育長退席】

○五十嵐委員

それでは、議案第4号の提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第4号「教育長の兼業について」をご説明いたします。追加議案の1ページから3ページをご覧ください。このたび、教育開発研究所編集部から、本市教育委員会田中教育長に対して、学校管理職選考の面接試験の受験者を対象とした刊行物「学校管理職選考面接合格対策集」の執筆依頼がございました。平成29年3月30日付けで依頼があったもので、5項目の執筆が依頼され、原稿料は1項目あたり7,000円となっております。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項に基づき、教育長の兼業につきまして、教育委員会の許可が必要であることから、ご提案するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございます。それでは、何かご質問ございますでしょうか。よ

ろしいでしょうか。それでは、議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○五十嵐委員

ありがとうございました。全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。それでは、田中教育長に入室していただきます。

【教育長 再入室】

○五十嵐委員

ただいま審議が終わり、「教育長の兼業について」可決いたしました。続きまして、「報告」に入ります。報告第1号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」の説明をお願いいたします。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第1号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の28ページ及び29ページをご覧ください。教育委員会事務局及び教育機関へ配置する市職員の4月1日付け人事異動につきましては、本来、教育委員会会議に議案として提出し、ご審議をいただくべきところでございますが、市長部局等との調整もございまして、議案提出の時間がございませんでした。そのため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をさせていただきます。異動表につきましては、29ページのとおりでございます。説明は、以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質疑はございませんか。それでは、報告第1号を終了いたします。続いて、報告第2号「市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について」及び報告第3号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」は、教育委員会の組織改正に伴うもののため一括でご説明をお願いいたします。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第2号「市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について」及び報告第3号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」を一括してご説明いたします。議案の30ページからをご覧ください。本報告に係る教育委員会規則及び規程の一部改正につきましては、いずれも平成29年度の組織改正に伴うものであり、4月1日前に公布し、同日に施行させる必

要がございました。本件につきましては、改正にあたり、議案提出の時間がございましたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。はじめに、組織改正の理由でございます。教育委員会事務局等の組織を効率的かつ機能的なものとし、教育委員会の権限に属する事務の処理体制を整備するため、教育委員会事務局等の組織を見直す必要があったものでございます。組織改正の主な内容を説明いたします。議案の35ページ、新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右が改正後でございます。一点目、教育政策室の廃止でございます。教育政策室は、平成27年度に集中的に教育行政の課題に取り組むため、設置されました。この2年間で、塩浜小・中一貫校の推進など、教育行政の課題に対して、一定の成果をあげ、その道筋をつけてきましたことから、今回廃止することに至ったものです。今回の教育政策室の廃止に伴い、教育政策課は生涯学習部に移管し、このことによりまして、教育委員会は、1室2部体制から生涯学習部、学校教育部の2部体制となりました。二点目、就学支援課の移管でございます。学校・幼稚園の予算や就学援助など、学校教育に関わりの深い事務を所管しております就学支援課を生涯学習部から学校教育部に移管いたしました。三点目、学校地域連携推進課の新設です。コミュニティクラブやコミュニティサポートなど、学校と地域が連携して取り組む事業を一元的に所管するため、学校教育部に学校地域連携推進課を新設いたしました。この組織改正にあわせ、関係する規則及び規程の内容を整備する必要があったことから、議案40ページにございます3つの規則、そして議案46ページ以降に記載のございます市川市事務決裁規程の一部改正をしたものでございます。いずれも平成29年4月1日を施行期日とするものでございます。説明は、以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、何かご質問ございますか。議会を通った改正になるのでしょうか。

○教育総務課長

教育総務課長です。教育委員会の組織につきましては、市川市教育委員会事務局等組織規則によって定められておりますので、今回の規則改正によって、組織を改めたものです。よって、市議会に提案して議決をいただいたものではございません。

○五十嵐委員

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、報告第2号、報告第3号を終了いたします。次に、報告第4号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」のご説明をお願いいたします。

○義務教育課長

はい、義務教育課長です。報告第4号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。議事日程51ページをご覧ください。本来であれば、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところがございますが、臨時教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、千葉県教育委員会との、調整から提出までの期間が大変短かったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長の臨時代理とさせていただきます。このことにより、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動は、完結いたしました。したがって、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。なお、異動名簿につきましては、52ページと53ページの通りでございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。それでは、何かご質問ございますでしょうか。それでは、報告第4号を終了いたします。続きまして、「その他」に入ります。「(1)平成29年2月市議会定例会について」のご説明をお願いいたします。

○教育次長

はい、教育次長でございます。平成29年2月の市議会定例会の質疑について報告申し上げます。お手元に別冊のその他(1)をご用意ください。まず、会期ですけれども、2月議会は、平成29年2月15日から3月15日までの1ヶ月間、開催されました。2.教育委員会所管の議案でございますが、まず、議案第72号「市川市教育振興審議会条例の一部改正について」でございますが、これは、組織改編により、平成28年度末をもって、教育委員会事務局の教育政策室が廃止されることに伴い、教育振興審議会の事務の所管を生涯学習部に移管するものでございます。本議案は全会一致で可決されました。次に、議案第73号「平成28年度市川市一般会計補正予算(第4号)」でございますが、教育関係の主な歳出予算といたしましては、小・中学校の施設の老朽化対策や空調整備、トイレ改修工事等で約5億円を計上しております。こちらも全会一致で可決されました。次に、議案第80号「平成29年度市川市一般会計予算」ですが、2月議会の冒頭で、田中教育長が教育行政運営方針で述べられた内容に関わる教育関係予算を中心に申し上げますと、まず、「校内塾・まなびくらぶ」の実施に必要な経費、そして、平成30年度から実施される「特別の教科道徳」の授業での活用を見込んでいる映像教材の作成に必要な経費、また、新たに17校をコミュニティスクールとするために必要な経費などを計上しております。本議案は賛成多数で可決されております。最後に、議案第92号「教育委員会委員の任命について」

ですが、本年3月31日をもって、鈴木みゆき委員が辞職するため、その後任として、新たに、和洋女子大学教授の島田由紀子氏を任命するものでございます。本議案は全会一致で可決されております。続いて質問ですけれども、教育委員会所管の質問につきましては、全9会派より代表質問、9名の議員より一般質問がなされました。今回も多岐にわたる非常に多くの質問がございましたけれども、本日は時間の都合上、一部について報告いたします。ご報告する箇所には、太い下線を付しておりますのでご参照いただければと思います。それでは、4. 代表質問からですが、教育行政運営方針に関することを中心に、「校内塾・まなびくらぶ」や「教職員の多忙化解消」「コミュニティ・スクール」「いじめ・不登校への対応」「道德教育」などについてご質問がありました。まず4ページをご覧ください。無所属の会の越川議員からの質問でございますが、上から3つ目の丸、医療的ケア児の受け入れ体制の構築について、市川市としてどのように考えているのか質問がございました。答弁では、下線部のとおり、校内では、基本的に本人又は保護者が医療的ケアを行っているが、本年度より、泊を伴う校外学習等については、教育委員会が看護師を派遣することができるようになった。しかしながら、現時点では看護師の人数が限られていることや学校の設備面の問題等があり、対応できる内容や方法等の制約があるといった課題があるとし、次の下線部、医療的ケアが必要な子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、看護師の配置を含めた人的な支援や設備面、教職員に対する研修体制の構築など医療的ケア児の受け入れ体制の整備に取り組んでまいりたい旨答弁しております。続いて8ページをご覧ください。今回、多くの会派から教育予算に関するご質問、ご指摘がございました。民進・連合・社民の佐藤議員からの質問ですが、教育予算が対前年度比4.5%削減となっているが、「文教都市」を志向する本市のあり方と矛盾しないのか、との質問がございました。答弁では、下線部のとおり、教育予算対前年比4.5%減の主な理由については、平成26年度から平成28年度の3ヵ年の継続費として計上していた北方小学校屋内運動場の建替工事の完了、第一中学校及び第四中学校の武道場非構造部材耐震改修工事が完了したことなどによる減があること、また、国の補助対象となっている小・中学校のトイレ改修工事について、平成29年度実施予定となっていたものを国の補正予算による国庫補助措置に伴い、平成28年度2月補正予算に前倒しして計上したことなどにより、前年度の当初予算に対して、5億5,700万円、4.5%の減となったものであると答弁した上で、9ページに移りますが、新年度の予算については、教育行政運営方針に掲げた三つの基本方針、「新規事業に係る施策の充実」、「点検及び評価の結果に基づく施策の改善」、「新たな教育課題等への対応」に基づき、当初予算編成に臨んだ結果、教育の振興を図るための重要な施策に関わる予算、そして子どもたちに直接関わる経費など必要な予算は確保できたものと考えているとした上で、引き

続き必要な予算の確保に努めてまいりたい旨答弁しております。続いて10ページをご覧ください。創生市川第1の田中議員からの質問でございますが、小1プロブレム対策について、行政としてどう認識しているのかについて質問がございました。答弁では、まず、幼少連携を図る取り組みとして、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムがあるとした上で、下線部のとおり、アプローチカリキュラムとは、幼稚園や保育園で、幼児期の学びが小学校の生活や学習に生かされるように工夫する取り組みであるとし、小学校入学を見据えて、時間を意識しながら、段階的に園での生活リズムを変更していくことなどが行われていること、小学校では入学を控えた幼児を招待し、1・2年生や5年生と触れ合う活動を作ったり、小学生が幼稚園に出向いて、絵本の読み聞かせをしたりするなど、幼児が入学前から小学校への親しみやあこがれを抱くきっかけ作りなどを行っている旨答弁し、その次、スタートカリキュラムは、入学後、児童が学校生活にスムーズに適應できるよう、例えば、生活科の学習を中心として国語科や音楽科などの教科を総合的に行うなどの小学校での取り組みであるとし、各小学校では入学後数週間、学校生活に慣れるように特別の時間割を組み、授業時間を柔軟に区切るなどの工夫も行われている旨答弁した上で、今後、教職員間の連携を一層深め、市川市独自のカリキュラムの作成に向けてプロジェクトを立ち上げる予定もあるが、子どもたちが幼児期に培った力を基礎として意欲と自信を持ち、小学校生活をスタートできるよう、指導内容や学習方法に更なる工夫を加えてまいりたい旨答弁しております。代表質問の報告は以上となります。続いて一般質問でございますが、9名の議員より質問がございました。一般質問では、「学校における不審者対応」「公民館施設の利用方法」「放課後保育クラブ」「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」「給食費の無償化」など多岐にわたる質問がございました。本日は時間の都合上、一部のみ報告いたします。まず、17ページをご覧ください。清風会の石原議員からの質問でございますが、市川市における英語教育の方向性と課題、また、その課題解決に向けた教育委員会の対応について質問がございました。答弁では、まず、方向性として、下線部のとおり、本市の英語教育については、平成29年度を準備期間とし、国の今後の教材開発や評価方法等の状況を見定めつつ、平成30年度から段階的に先行実施する予定であると答弁した上で、課題については、まず、小学校教員の「英語」に関する専門性の向上といたしまして、小学校3年生から外国語活動の授業が始まることや、小学校5、6年生の英語の教科化に伴う評価の在り方等を含めた教員の専門性の向上が必要となってくること、また、3、4年生の外国語活動や5、6年生の教科化に伴い、週当たりの授業が1単位時間増えるため、どのように増加授業時数を確保していくかが課題となること、また、市川教育の特色である英語に堪能な外国語活動指導員をどのように確保していくかといった課題もあること、そして最後に、音や映

像を通して、楽しく学習できるデジタル教材等の環境整備も必要となる旨答弁しております。次に、その下の丸になりますけれども、課題解決に向けた教育委員会の対応ということで、下線部のとおり、今後、教員研修や教育課程、教材等の環境整備に関する課題を解決するため、教育委員会内にプロジェクトチームを立ち上げ、小中学校関係者からも意見聴取を行う予定であるなど答弁しております。続いて21ページをご覧ください。公明党の浅野議員からの質問でございますが、平成26年度に策定した「市川市通学路交通安全プログラム」について、具体的な取り組みと効果について質問がございました。答弁では、まず、取り組みとして、本プログラムに基づき実施されている通学路の合同点検に触れ、下線部のとおり、合同点検では、各学校から事前に提出された通学路における危険箇所の情報や安全施設設置等の要望を基に、関係機関が一堂に会した現地調査を行い、その後、対策の検討と実施、対策効果の検証、対策の改善・充実といったPDCAサイクルを通し、児童の安全確保を図っていると、続いて、取り組みの効果として、次の下線部ですが、合同点検を実施したことにより、「信号待ちの待機場所設置」「外側線の引き直し」「ドット線の設置」「カラー舗装」ほか、多くの対策が講じられ、通学路の安全性が向上してきたこと、また、年度末に実施したアンケート調査では、「待機場所設置やポストコーン設置により児童の安全が確保されるようになった」「児童やドライバーの交通安全に向けた注意喚起となっている」等の声が寄せられている旨答弁しております。非常に長くなりまして申し訳ありません。議会報告は以上となります。割愛した質問も含め、ご質問等ございましたら、所管課長より回答させていただきます。なお、多岐にわたる膨大な質問となりますので、本日この場に限らず、後日、いつでも構いませんので、ご不明な点等ございましたら、お問い合わせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質問はございますでしょうか。次に、「(2) 宇宙交信関連事業について」のご説明をお願いいたします。

○青少年育成課長

はい、青少年育成課長です。3月の定例教育委員会では失礼いたしました。平成29年度の重点事業の一つとして、4ページに宇宙交信関連事業がございしますが、教育委員会で実施いたします各事業の概要についてご説明させていただきます。54ページをご覧ください。平成29年秋からの半年間、稲荷木小学校卒業生の金井宣茂氏が宇宙飛行士として国際宇宙ステーションに滞在することになりました。これに合わせて、宇宙にちなんだ各種イベントを実施するものです。本市が実施いたします予定のイベントは、「リアルタイム交信イベント」及び「関連イベント」の2つの柱の構成となります。「リアルタイム交信イベント」につきましても、本市の子どもたちと、国際宇宙ス

テーションに滞在している金井宇宙飛行士とが、直接、リアルタイムで交信する場を設けるもので、こちらは金井宇宙飛行士の出身校で、習志野市にあります東邦中学校及び東邦高校並びに習志野市と共に実行委員会形式で実施する予定のものです。本市では企画部企画課と教育センターが主体となって実施する予定であります。本事業につきましては、JAXAに企画書を提出し、事前審査に合格した場合に実施する運びとなります。予定内容といたしましては、東邦中学校もしくは高校の施設において、20分程度の交信を実施するもので、本市からは出身校であります稲荷木小学校の児童との交信を予定しております。次に関連イベントになりますが、「関連イベント」は、主にこのリアルタイム交信イベントの実施に先駆けて実施するもので、教育委員会では複数の「関連イベント」を実施する予定です。資料の宇宙交信関連イベントの欄をご覧ください。実施時期順に記載させていただいております。最初に作文絵画コンテストへの参加促進であります。こちらのコンテストは市川市で直接実施するものではございませんが、一般社団法人日本宇宙フォーラムが毎年実施しております、作文絵画コンテストへの参加促進を図るものであります。続きまして、少年自然の家で実施いたしますプラネタリウムコンサートになります。こちらの事業は毎年度6月と12月に開催しておりますが、平成29年度につきましては、プラネタリウムの解説の中で、金井宇宙飛行士の紹介をするとともに、宇宙をテーマにした楽曲等で実施いたします。続きまして、現代産業科学館で開催する「市川市児童生徒科学展」になります。この市川市児童生徒科学展におきましては、今年度限りの「宇宙部門」を設け、優秀な作品に「宇宙賞」を新設し、表彰を行うものであります。また、同様に宇宙・星空俳句・短歌コンテストを実施し、優秀な作品の表彰を行います。続きまして、宇宙給食の実施になります。こちらは9月12日の宇宙の日に宇宙を意識したメニューを提供する予定であります。続きまして、少年自然の家の主催事業であります。親子宿泊体験になります。本事業では天体観望を実施いたしますが、その際にプラネタリウムコンサートと同様に金井宇宙飛行士の紹介をし、宇宙について解説を行う予定であります。次に宇宙講演会になります。こちらは宇宙を身近に感じ、興味・関心を高めるきっかけとなるよう、宇宙に識見を有する著名人をお招きし、「宇宙講演会」を市川市文化会館の大ホールにおいて1月下旬に実施する予定です。最後に、「宇宙図書フェア」になります。中央図書館はじめ、各図書館において宇宙関係の図書をまとめた特設コーナーを設置いたします。教育委員会で実施する関連イベントにつきましては以上になりますが、これらのイベントを通じ、児童生徒を対象とした宇宙に思いを巡らす学びの場を設けるとともに、子どもたちを含め多くの市民が宇宙を身近に感じ、興味、関心を高めるきっかけとなるよう各種イベントを実施するものであります。説明は以上となります。なお、質疑については各担当課長から回答いたします。

よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、これをもちまして、平成29年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時10分閉会)